

# 合法性が証明された木材の供給体制の拡大

**1** 平成18年グリーン購入法の規程改定に基づき、林野庁のガイドラインによる、合法性が証明された木材（以下合法木材）の調達が始まり、供給体制の整備が始まる。

**2** 調達は国の公共建築物から、地方自治体に広がり、近年は国土交通省の民間長期優良住宅の普及事業（地域型住宅ブランド化事業）、木材利用ポイント事業などの中で、**民間住宅の建築資材の中に合法木材が位置づけられるようになってきた。**

**3** 供給体制は拡大途上。

## 事業者と認定団体の推移（平成18～25年度）

平成25年3月時点で、認定団体145、認定事業者8,782、12/5現在で10,965

